

「介護保険法に基づく指定居宅サービス等の基準に関する条例等の一部改正の概要について」  
のパブリックコメント結果

(令和5年12月19日～令和6年1月17日)

	居宅サービス	施設系サービス
サービス種別	訪問リハビリテーション	介護老人福祉施設
意見提出者の区分	サービス提供者	施設関係者
案に対するご意見の要旨	<p>入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書の入手義務について、入院医療機関に対しても、リハビリテーション実施計画書を訪問事業者に提出することを義務付けて欲しい。入院中のリハビリテーション実施の確認や情報提供の依頼など入院医療機関に問い合わせる必要があり、訪問リハビリテーションの介入が遅れることにつながりかねない。</p> <p>医療と介護の連携は、法制が異なる部分で縦割りな連携の取りづらさが生じているのではないかと。長野県のローカルルールでその障害を取り除いて欲しい。</p>	<p>協力医療機関との連携体制の構築について、協力病院もその利用者の状態や入院ベッドの空きがなければ、入院ができない場合もあると思うが、病院側への受入交渉を各施設に求めるのは難しいのではないかと。</p>
ご意見に対する県の方針	<p>早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施することは重要と考えており、いただいたご意見を踏まえ、医療機関とのスムーズな連携について、関係機関とも連携し、関係者に対する周知等に努めてまいります。</p>	<p>協力医療機関との実効性のある連携について、いただいたご意見を踏まえ、本制度が円滑に実施されるよう、関係機関と連携し、関係者に対する周知等に努めてまいります。</p>